

平成十九（二〇〇七）年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題（A方式）

（科目名） 刑事訴訟法

一 覚せい剤取締法違反（覚せい剤の譲渡し）被疑事件の捜査のため、警察官Pらは、捜索すべき場所を「被疑者Xの自宅」、差し押さえるべき物を「覚せい剤、秤、小分け道具、ビニール袋、注射器その他本件に關係ありと思料される物件」と記載した捜索差押許可状に基づいて、Xの自宅に立ち入った。その際、その場に居合わせたXの友人Aが、鞄をして外に出ようとしたため、PはいやがるAから鞄を取り上げ、その中から、ビニール袋に入った覚せい剤の粉末を発見した。試薬による検査の結果、それが覚せい剤であることが判明したので、Pらは、その粉末と、同じく鞄の中から発見された現金四〇万円を差し押さえるとともに、Aを覚せい剤所持の現行犯人として逮捕した。本件捜査の適法性について論じなさい。

二 捜証責任の転換について、具体例を挙げながら論じなさい。